

令和7年度第7回徳島地方最低賃金審議会
第2回特定最低賃金合同専門部会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年1月23日(金) 午後1時30分～午後2時20分
場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 (徳島労働局)
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

○本審

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 撫養委員 米澤委員
(労側委員) 川口委員 三木委員 南委員 横井委員
(使側委員) 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

○一般機械等専門部会

(公益委員) 撫養委員 米澤委員
(労側委員) 川口委員 辻委員 徳永委員
(使側委員) 天野委員 森委員 渡辺委員

○電気機械等専門部会

(公益委員) 稲倉委員 段野委員
(労側委員) 木戸委員 横井委員
(使側委員) 五島委員 鴻池委員

3 主要議題

- (1) 令和7年度の最低賃金審議結果と総括について
- (2) 令和8年度の審議予定について
- (3) その他

4 議事

○事務局(賃金室長)

それでは、定刻となりましたので開会したいと思います。

会の進行につきましては段野会長にお任せしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○段野会長

それでは、ただいまより令和7年度第7回徳島地方最低賃金審議会 及び 第2回特定最低賃金合同専門部会を開会いたします。

年も改まり、1月1日より地賃・特賃ともに改定された最低賃金額が発効しました。今回の合同審議会は今年度に委員の皆様方でご審議いただきました事項の総括となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局は、本日の委員の出席、公開状況について報告してください。

○事務局(賃金室長)

はい、先ず、本審委員の出席状況からご報告します。

本審の成立には最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2である10名以

上の出席、または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。本日は13名の委員が出席しており、本審に係る審議会は有効に成立していることを報告します。

続きまして、各特賃専門部会委員の出席状況についてご報告します。各専門部会の成立には本審と同様に、委員総数の3分の2である6名以上の出席、または公労使委員の各3分の1である1名以上の出席が必要となっております。本日は一般機械専門部会委員におかれましては8名の委員が、電気機械専門部会委員におかれましては6名の委員が出席しており、いずれの特賃専門部会も有効に成立していることを報告します。

また、本日の審議会は、審議会運営規程第6条に基づき、公開していますが、本日、傍聴人はいらっしゃいません。以上です。

○段野会長

それでは議事に入りたいと思います。事務局は、議題1に入るに当たって、事務局より今年度の審議概要について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

事務局より今年度の審議概要についてご説明します。

お手元の資料1ページから6ページまでの資料1から資料3をご覧ください。今年度の地賃、特賃のご審議をいただきました本審委員、地賃専門部会委員及び特賃専門部会委員名簿となっています。

次に7ページ、資料4をご覧ください。こちらは、1月1日より発効した地賃及び各特賃の金額を記載したリーフレットです。事務局としては、委員の皆様方のご審議の結果、決定されました最低賃金について、これらの周知用リーフレットやポスターを活用して労働局・監督署・ハローワークを始め、国の各出先機関、県・市町村等の自治体、使用者団体・労働者団体、各報道機関、教育機関、人材派遣・職業紹介事業者、技能実習生監理団体、公共交通機関、各金融機関、大型商業施設等に送付して掲載依頼を行い、周知を図っているところです。その他、労働局長が使用者団体、労働者団体、県下の大学を訪問し、最低賃金の周知要請を行い、直近では1月6日のFM徳島のラジオ番組に労働局長が出演し、DJとのやり取りにより最低賃金額の周知とともに最低賃金を下回っていないかどうか確認をしていただくよう呼びかけを行うなど、積極的な周知に努めているところです。

次に9ページ、資料5をご覧ください。平成24年度から令和7年度までの地賃と各特賃の金額、未満率、影響率の推移を表しています。特賃の優位性の表については、各特賃と地賃との差額を記載しています。下段のグラフについては、棒グラフが地賃の金額、折れ線グラフが各特賃の金額を表しています。直近3年で地賃金額の引上げ幅が急激に伸びており、地賃と特賃との金額差が縮まってきている状況が認められます。

次に11～12ページ、資料6をご覧ください。11ページが今年度改定された全国の地賃について金額順に並べた一覧となります。徳島県は水色で塗りつぶしています。また、発効日が越年となったものについては、赤字としており、全国で徳島県を含めて6県あります。

続きまして、12ページは、今年度改定された全国の一般機械、電気機械の特賃について、金額順に並べた一覧となります。徳島県と同じ一般機械、電気機械の特賃を設定していない場合や地賃に埋没している場合は、計上していません。特賃も地賃と同様に徳島県の部分を水色に塗りつぶしており、発効日が越年となったものについて赤字で表しています。

13ページ、資料7をご覧ください。こちらが今年度、委員の皆様が審議していただきました日程となっています。まず、地賃の審議について説明いたします。6月27日に第1回本審とあり方検討小委員会を開催し、会長・会長代理の選出、ご審議の日程、実地視察を行うこと、審議の公開の拡大といった今年度の運営についてご審議いただきました。7月17日に第2回本審を開催し、事務局から、7月11日に中賃諮問がなされたことを受けた地賃の改正諮問、15日に行った県との意見交換の説明を行いました。その後、労使の委員から、今年度の金額についての基本的な主張を述べていただいた上で、ご審議の日程、審議の公開の拡大を決定いただきました。7月24日に小売業を対象とした実地視察を実施し、昨年度の大幅な引上げの影響について生の声を聴いていただく為、管理者や短時間勤務等の非正規労働者からヒアリングを行っていただきました。8月4日に第3回本審を開催し、県内の関係労使から寄せられた意見書の紹介や意見陳述、また実地視察の報告を確認していただきました。その後、各種資料をもとに金額に関して、ご審議いただきました。8月21日に第4回本審を開催し、事務局から中賃目安答申の伝達を行った上で、同日開催した第1回地賃専門部会での具体的な金額審議に入り、諸々の経済指標を参考に徳島県の立ち位置を確認しつつ、中賃目安額を参考に議論を重ねていただきました。地賃専門部会に関しては、8/21、8/28、8/29、9/1の4回にわたり、具体的な引上げ金額と発効時期の議論を重ねていただきました。結果、第4回において、66円引上げ、時間額1,046円、発効日は1月1日とすることで公労使三者の全会一致で合意がなされ、同内容をもって、9月1日に開催の第5回本審において答申をいただきました。答申をいただいた地賃につきましては、9月17日の第6回本審における異議審議の後、所定の事務手続きを経て、今月の1月1日より発効しております。なお、15ページの資料8に付帯決議を盛り込んだ答申文写しを添付しております。説明は省略させていただきます。

次に特賃の説明に移らせていただきます。13ページ、資料7に戻っていただきます。6月18日に電気機械、6月26日に一般機械の特賃改正に係る申出書を受理し、7月17日開催の第2回本審において、改正決定の必要性の諮問、各特賃専門部会設置の決議がなされました。なお、造作材については申出がありませんでした。8月21日に第1回特賃合同専門部会を開催し、改正の必要性について御審議いただき、一般機械、電気機械のいずれも全会一致で「改正の必要性あり」との決議をいただき、同日に改正必要との答申をいただくとともに金額改正諮問が行われました。それぞれの専門部会において議論を重ねていただき、一般機械は10月3日の第3回専門部会において64円引上げて1,134円とする、電気機械は10月22日の第4回専門部会において、67円引上げとなる1,105円とする内容で、それぞれ専門部会報告がとりまとめられ、いずれも全会一致で決議されたことから、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、これら専門部会報告と同内容の答申をいただきました。答申をいただきました特賃につきましては、所定の事務手続きを経て、いずれも今月1月1日より発効しております。なお、19～22ページの資料9に一般機械、電気機械の答申文写しを添付しております。こちらにつきましても説明は省略させていただきます。

以上が本年度の最低賃金の審議概要となります。

○段野会長

ただいま、事務局から、本年度の地賃、特賃の審議経過と結果の概要について、説明がありました。委員の皆様から、本年度の審議を振り返ってのご意見やご感想をお伺いしたいと思います。まず、労使を代表して、川口委員と脇田委員から、それぞれご意見、ご感想をいただきたいと思います。はじめに労側、川口委員、よろしく申し上げます。

○川口委員

今年の地賃の関係で言いますと、労使の間での落としどころを探るにあたって、労働側で意見をまとめきれていなかったこともあって、長引いた審議になってしまったのかなと思っています。ただ、最終的にはプラス2円に1円を上乗せするかどうかで労使の意見が割れたが、1円上乗せして目安額プラス3円で労使合意ができた。いい意味で次年度は1円高いスタートラインから審議できる。目安額の上り幅が毎年、極端に上がっている中で、使用者側の委員とも話をしながら、徳島の立ち位置も意識しながらの結論が出たことは、ある意味良かったと思っていますし、また労働側の議論も進んだということで、次年度に向けての審議に繋がっていくと思っています。まあ、来年度は1円高い金額からスタートできるということは良かったと思っています。

以上です。

○段野会長

ありがとうございました。では、使側、脇田委員、お願いします。

○脇田委員

私の方も川口委員の意見からもあったように労使での合意ができたことは非常に良かったと思っています。私は最低賃金と直接関係ないと思っているのですが、民間調査会社によると倒産件数が非常に増えてきており、聞いた話ではありますが徳島の倒産件数が四国の中で一番多いという話を聞いているところです。原因については、きちんとみれていないところがありますが、人手不足倒産、物価高のしわ寄せ等が要因となっていると書かれていましたが、ここにどれだけ最低賃金に関係してくるのかについて気になっていますので、分析した上で次年度も審議を進めていかなければならないと思っています。

以上です。

○段野会長

ありがとうございました。他の労使委員の皆様からも、ご意見、ご感想があれば、よろしくお願いします。

○中村委員

今月から最低賃金が引上げとなりますので企業の動向もしっかり注視していきたいと思っています。事前に取りられたアンケート調査について紹介させていただきます。徳島経済研究所のアンケート調査結果で、1月からの最賃引上げに伴い、賃金を引き上げた企業が53.5%ということで半数を超えています。このうち最賃を下回ることを回避するための賃上げを行った企業が36.4%という数値が出ておりますので、最賃の引上げが企業の賃上げに直接的に影響を及ぼしている実態がよく分かる結果となっています。我々企業を取り巻く環境はこれからますます厳しくなると思うところですが、そこでカギとなってくるのが生産性向上と価格転嫁、この2点であると思っています。特に気になりますのが労務費における価格転嫁であります。これについても全国商工会連合会の調査であったかと思いますが、労務費の価格転嫁がどれだけ進んでいるのかについて、全国平均が40.2%のところ、徳島は28.7%ということで、かなり全国平均と差があるというデータが出ていますので、ここは気になっているところでもあります。また、私が以前から申し上げている診療報酬や介護報酬といった公定価格については、自由に価格が決められないものでした。基本的に診療報酬は2年毎、介護報酬は3年毎の改定であり、介護報酬の改定は本来であれば令和9年度となるところでしたが、特例的に令和8年度6月に臨時改定が

されることとなり、2.03%アップし、このうち介護職員の労務費である処遇改善部分が1.95%という数値がでています。国民の皆様に痛み分けするような公的な報酬であっても労務費の価格転嫁により報酬の引上げを行っていかうとする流れがあることを認識の上、社会全体で労務費の価格転嫁の理解が進むことを望むとともに価格転嫁が進まなければならないと私自身も強く感じているところであります。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。その他の委員の方、よろしいでしょうか。
事務局からは何かありますか。

○事務局（賃金室長）

本日、ご都合により出席できない辰巳委員よりご意見をお預かりしていますので、事務局から代読させていただきます。

1. 発効日について、通常10月1日発効2024年度のように目安を大きく引き上げる場合などの時に1月1日は検討する必要があると思うが、今年度の66円（目安+3円）での発効日を遅らせることはしてはいけない。

2. 中小企業・小規模事業者に対する状況・支援・今後のヒアリング等は理解できる。あわせて現状の労働者の生活実態や物価高対応・県内の貧富の差等労働者視点も同等に検討していただくことを要望する。

3. 今回は、9月に予備日があったにもかかわらず9月1日で決めると当日専門部会で決めた事に不審を感じる。スケジュールを変更するなら審議会委員全員に連絡する必要があるのではないか。

以上です。なお、事務局からは特にございません。

○段野会長

事務局が代読した意見に対して何かご意見がありましたらよろしくお願いします。

[委員から「意見なし」の声]

ありがとうございました。皆様からいただいたご意見につきましては、来年度の審議に活かしていきたいと思っております。事務局は、各委員のご意見を踏まえ、円滑な審議会運営に努めていただくようお願いいたします。

それでは議題2に移りたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

お手元資料23ページ、資料10をご覧ください。こちらは令和8年度審議日程の予定となっています。1月から順に説明いたします。まず、今月、1月ですが、特賃の適用使用者数、適用労働者数が確定しましたので、25ページ、資料11に添付しています。こちらは、公正競争ケースでの特賃改正の申出を行っていただく際に特賃の適用を受ける使用者又は労働者の概ね1/3以上の合意が望ましいとされていることから、特賃改正申出を行うに当たっての参考としてご利用いただければと思います。続きまして3月ですが、例年ですと関係労使から特賃改正に関する意向表明をいただいております。事務局としては準備作業もありますので3月上旬に意向表明を受け付けることが望ましいと考えています。次に6

月上旬に公益委員会議を開催し、令和8年度の公益委員の役割分担や検討事項の確認を行っていただく予定としております。次に、6月下旬頃には、例年、中賃への諮問が行われていることから、諮問後に第1回本審を開催し、労働局長から地賃の金額改正諮問及び特賃改正の必要性諮問を行う予定としております。また同日、本審の後にあり方検討委員会を開催し、具体的な審議方法、日程等について話し合ってくださいと予定としております。なお、第1回本審において特賃改正の必要性諮問を行うためには6月中旬までに特賃改正の申出書の受付をすることが望ましいと考えています。続きまして、7月下旬頃には、例年、中賃の目安答申がなされていることから、示された目安を踏まえて第2回本審を開催し、目安伝達を行います。同日、引き続き、第1回地賃専門部会を開催し、その後、7月下旬から8月上旬にかけて、集中して、第2回以降の地賃専門部会を開催し、具体的な金額について審議を重ね、専門部会報告をいただき、その後、8月上旬に開催される第3回本審において答申をいただく予定としております。答申の後、異議審議を開催し、所定の事務手続きを経て、地賃に関しては10月1日発効を目指す予定としております。特賃に関しては、8月下旬に第1回合同専門部会を開催し、必要性の審議、及び審議日程の調整を行っていただき、同日引き続き、第4回本審を開催し、特賃必要性答申を行っていただいた後、特賃金額改正諮問を行う予定としております。その後、9月下旬から10月中旬にかけて、各業種における特賃専門部会を開催し、具体的な金額審議を重ねていただき、10月中旬に答申をいただく予定としております。答申の後、異議申し立て期間を経て、所定の事務手続きを行い、特賃に関しては12月21日発効を目指す予定としております。

以上の日程について補足いたしますと、地賃、特賃とも、まずは、それぞれ、10月1日、12月21日の「発効を目指す」予定としているものです。中賃における審議の状況、地賃における審議の状況や徳島県の地域情勢も踏まえていただきつつ、いわゆる「指定日発効」も含めて御議論いただくものである、という扱いは従前と変わりません。

なお、実地視察に関しては、地賃適用事業場を視察対象とする場合は、7月中旬に、特賃適用事業場を視察対象とする場合は、9月中旬に実施する予定としております。そして、12月下旬頃に本審及び第2回特定最賃合同専門部会を開催する予定としております。

以上が令和8年度の審議予定となります。

○段野会長

令和8年度の審議予定について、ご意見、ご質問などございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。それでは、令和8年度の審議につきましても、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議題3「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

○事務局（賃金室長）

賃上げ支援を含めた賃上げ環境整備関係の資料についてご紹介いたします。

27ページ、資料12をご覧ください。ご承知のとおり厚生労働省所掌の業務改善助成金を含めた助成金関係のリーフレットです。その他、29ページ、資料13に中小企業庁所掌の賃上げ促進税制の強化に関するパンフ、31ページ、資料14に最賃発効日と同日である令和8年1月1日より施行された取適法のパンフを付けさせていただきます。また、別途配布の資料15は徳島雇用政策協議会資料の抜粋で数値に関しては時点更新したものとなります。業務改善助成金については、令和7年9月から制度が拡充なされており、令和7年12月末時点での申請件数は425件であり、大幅引上げを行った令和6年度の申請件数464件

に迫る件数となりました。この他、資料の添付はありませんが、令和7年12月29日の徳島新聞の朝刊の「2025年読者が選んだ県内10大ニュース」の第8位に「最賃66円アップ、1046円に決定」が挙がっています。2024年の4位からは若干ダウンしましたが、依然として最低賃金に関しては県民の高い関心がかがわれます。

最後になりますが、事務的な伝達事項が2点あります。1点は、審議会冒頭でもご紹介しました資料1の本審委員におかれましては、任期が2年間となっており、現在の第55期委員の皆様の任期については、令和7年4月1日から令和9年3月31日となっています。新年度に当たって人事異動や転居等により任期満了前に委員の継続が困難となる場合には辞職届のご提出が必要となります。そのようなことが想定される場合は、事務局まで早めにご連絡いただけますようお願いいたします。なお、地賃・特賃ともに専門部会委員に関しましては、毎年度ごとの任期であることから辞職届のご提出は必要ございませんが、次年度の準備等もごございますので、本審委員と同様に事務局までご連絡いただけますようお願いいたします。2点目ですが、次年度におきましては、合同庁舎全体の改修工事に加えて、エレベーター改修工事が予定されています。現在、把握できているのが5月14日（木）から8月18日（火）までの間は、エレベーター改修工事の為、エレベーターの使用が出来なくなります。また、庁舎改修工事については、具体的な期日は示されていませんが、会議室も含め対象となり、会議室が使用不能となる見込みです。これらのことから、次年度の審議会は全て外部会場での実施を検討しており、会場確保の難しさが増すため、日程調整等で委員の皆様にご負担をお掛けする可能性がありますので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

○段野会長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

では、本日、予定しておりました議事は以上となりますが、全体を通して、ご意見、ご質問などございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本年度の審議を総括し、会長として一言申し上げたいと思います。

本年度の審議は、昨年度の徳島県における最低賃金の全国最大の引上げによりまして、全国的に注目される中、委員の皆様方におかれましては難しい審議を重ねていただきました。私は当初、審議開始に当たりまして「労使双方が、それぞれがお互いの立場を思いやっていたいただきながら十分に審議を尽くしていただくことによって、徳島県にふさわしい最低賃金を導き出せる」と申し上げましたが、労使双方が、各種経済指標等を見つつ、それぞれのご主張はあるものの、粘り強く妥協点を模索しながら審議を重ねていただきました。その結果、全会一致という結審に至りました。また、特定最低賃金の審議に関しましても米国関税や価格転嫁の遅れ、物価高騰に端を発した労使それぞれの厳しい状況に思いを至らせながら審議いただきました。労使双方の徳島の産業を魅力あるものにしたいとの思いにより、一般機械、電気機械のいずれも、全会一致で結審されました。このように本年度は、いずれの審議においても全会一致という素晴らしい結審をしており、意義あるものだと考えています。来年度におきましても、労使それぞれがお互いの立場を思いやっていたいただきながら、真摯な審議をいただくことにより、徳島の将来により良い結論が出せますよう、ご協力をお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの総括とさせていただきます。ありがとうございました。

最後に亀井局長からご挨拶をお願いします。

○亀井労働局長

改めまして、委員の皆様、本日はお忙しい中、お時間を割いて、お集まりいただきましてありがとうございました。

私からご挨拶させていただく前に、この場で委員からおっしゃっていただいた意見について、手短にお答えさせていただいて、その後ご挨拶をさせていただきたいと思っております。委員から労務費の価格転嫁と生産性の向上に取り組んでいく必要があるとのご意見がございました。特に労務費の価格転嫁につきましては、先日、県庁で行った地方版政労使会議において、経済界の皆様からは勿論、労働界の川口会長からも問題提起いただいたところですので。最低賃金が非常に注目されている中、最低賃金が急速に引き上げられていることもあり、昔より労務費の価格転嫁をお願いしていきやすい環境にあります。公正取引委員会四国支所と連携しまして、徳島の労務費転嫁指針の認知度は未だ低いものの一昨年と比べた認知度のアップ率は四国で第一位、大きく伸びて認知度の伸び率は四国で第一位という結果もありました。ですので新年度も公正取引委員会四国支所との連携を強めまして労務費の価格転嫁指針の周知とお願いにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。また価格転嫁のみでは終わらず、生産性の向上について、公正取引委員会四国支所とは連携が進んでいますが四国経済産業局とはそこまでではない状況でありますので、労働局が持っている、本日も紹介させていただきました業務改善助成金の周知と利用のお手伝いに引き続き力を入れるということはもちろんなのですが、それに加えて四国経済産業局との連携と中小企業庁の施策を県内でも紹介することも新年度は注力していきたいと思っております。経済団体の皆様にご協力をいただきながら、そうしたことに取り組んでいきたいと思っております。また辰巳委員から審議日程のご意見もありましたが、予備日というものがあるのかということについては事務局として反省点であります。会長からもお話がありましたが、次年度の審議日程の調整を行うに当たって、その辺りも含めてしっかりと調整させていただきたいと思っております。

では、あらためましてご挨拶をさせていただきます。第7回徳島地方最低賃金審議会と第2回特定最低賃金合同専門部会の閉会に当たりまして、事務局からご挨拶をさせていただきます。要しますと3点でございます。本年度の皆様への審議への改めての感謝と真摯なご審議への敬意と労働局として頑張っておりますという内容です。一つ目の委員の皆様へのあらためての感謝でございますけれども、言うまでもなく、お忙しい中、お時間とお力を割いていただきまして、本当に分厚い資料を読み込んでいただきまして、また、日程調整の上、何度もお集まりいただきましたことについて、また議論にあつては労使それぞれが相手のお立場を慮っていただきつつ、一方で代表としてのお立場もある中で真摯に審議を重ねていただきましたことに、誠にありがとうございましたということで、お礼の言葉を述べさせていただきます。次に敬意の部分でございますけれども、令和7年度の審議会を取り巻く環境が、昨年度以上に難しい年度だったなと思っております。と言いますのが徳島県の場合は令和6年度からして全国最大の引き上げでしたので、労使双方の代表委員の皆様を送り出している方々からの期待や希望というものが大変強かったと思っております。引き上げるべきというお立場からすると今年度もという期待があったと思っておりますし、受ける側からしますと昨年度あれだけ引き上げたのだからという思いが当然あると思っております。また、政府からの様々な働きかけ、こういった様々な動きがある、昨年度以上に難しい状況の中で労使合意というのは難しいのではないかと感じていたところですが、本当に

徳島の将来を見据えて未来志向でご議論いただき、最後には労使合意からの全会一致との結論を導いていただきましたことに心から敬意を表したいと思います。三つ目の労働局としても全力で努力しますという部分ですが、まずは働く方々、一方で事業を営む方々、事業あつての雇用労働者という部分もございませし、双方の実情にできる限り思いを致しまして最低賃金額の周知や履行確保、事業者への支援に地域の関係機関と共に力を尽くしてまいりたいと思います。また、最低賃金の額を県民の皆様にな得いただくために、この審議会で十分に審議していただいている実情をクリアに発信してまいりたいと思っております。さらに、事務局としては、委員の皆様方に充実した審議を行っていただけるよう、必要な資料の提供について来年度もしっかり努力してまいりたいと思います。皆様方におかれましては、徳島労働局の行政運営に対する変わらぬご理解とご指導を来年度もいただきますようお願い申し上げて私からの閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○段野会長

亀井局長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回徳島地方最低賃金審議会 及び 第2回特定最低賃金合同専門部会を閉会いたします。

皆様、本日はありがとうございました。

(閉会)